

別表第 1

事故等に基づく措置基準	措置要件期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 機構の発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争入札参加申請書、競争参加資格資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>全地域について 当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 機構の契約担当役と締結した請負契約に係る工事（以下この表において「機構発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（契約不適合が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>全地域について 当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>3 機構発注工事以外の工事（以下この表において「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p>	<p>発生地域について 当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、機構発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>全地域について 当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 機構発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>全地域について 当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大</p>	<p>発生地域について 当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>

<p>であると認められるとき。</p> <p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 機構発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>(環境保全措置の不適切により生じた損害)</p> <p>9 機構発注工事の施工に当たり、環境保全の措置が不適切であったため、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音等によって、人の健康又は生活環境等に損害を与えたと認められるとき。</p> <p>10 一般工事の施工に当たり、環境保全の措置が不適切であったため、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音等によって、人の健康又は生活環境等に損害を与えたと認められるとき。</p>	<p>全地域について 当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p> <p>発生地域について 当該認定をした日から 2週間以上2か月以内</p> <p>全地域について 当該認定をした日から 4か月以上12か月以内</p> <p>発生地域について 当該認定をした日から 2か月以上6か月以内</p>
--	--

(注) 全地域とは、別表第3に掲げる全地域をいい、発生地域とは、事故等の発生地域をいう。